

令和3年5月10日

和泉市立学校保護者の皆さまへ

和泉市教育委員会
教育長 小川 秀幸

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた
緊急事態宣言の延長に伴う市立学校の対応について

みだしの件について、大阪府教育長からの要請や和泉市内の感染状況を踏まえ、学校教育活動について、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、下記の内容を継続いたします。

なお、新型コロナウイルス対策については、日々状況が変化しているため、必要に応じて対応の変更が生じる場合があります。ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人程度）を継続します。
ただし、感染リスクの高い教育活動（室内での合唱や管楽器演奏、密集する運動や組み合ったり接触したりする運動等）は実施しません。
2. 府県をまたぐ教育活動（校外学習等）だけでなく、府内における校外学習等についても中止または延期します。
その他の学校行事についても、中止または延期する場合があります。
3. 部活動については、原則休止します。ただし、公式大会への出場等、学校が必要と判断する場合は、感染防止対策を徹底し、保護者の同意を得た上で、1時間以内の活動を行います。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しません。
4. 期間は、令和3年5月31日（月）までとします。
※今後の感染状況により期間を変更する場合があります。

【ご家庭におけるお願い】

- 引き続き、児童生徒の健康管理については、ご家庭で検温を実施し、発熱等風邪症状がある場合は、登校を控えてください。また、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校は控えてください。（欠席ではなく、出席停止扱いとします。）
- その場合、お近くのかかりつけ医へ、夜間・休日やかかりつけ医がいない方などは「新型コロナ受診相談センター（06-7166-9911）」または和泉保健所（0725-41-1342）へご相談いただき、相談結果について学校へ報告いただきますようお願いいたします。
- 体調不良等での医療機関受診におけるPCR検査や、濃厚接触者等に特定されたことによるPCR検査を受けることになった場合、検査受検理由、受検日、結果判明予定日、自宅待機期間等について、学校へ速やかに連絡をお願いいたします。
- うわさ等、風評被害により、人権侵害につながることをのまないよう、ご配慮をお願いいたします。